

寒河江市監査委員訓令第1号

寒河江市監査事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

寒河江市代表監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査事務処理規程の一部を改正する訓令

寒河江市監査事務処理規程（平成8年市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。